業を営む事業主、前号イ(2)(ii)の措置を実施した事業主及びその雇用する被保険者に占める高年齢継続被保険者の割合が百分の四以上の事業主にあつては、三十万円）を乗じて得た額又は一千万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）

(1)　前号イ(2)の措置の実施に要した費用の額（同号イ(2)(iv)の措置の実施に要した費用の額にあつては、三十万円、同号イ(2)(v)の措置として行つた、六十六歳以上までの定年の引上げ若しくは定年の定めの廃止又は六十五歳以上までの定年の引上げ及び六十六歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入のいずれかの措置の実施に要した費用の額にあつては、百万円）の合計額

(2)　その雇用する高年齢者に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための講習又は相談に要した費用の額

(3)　事業所の改修工事、事業所に係る賃借料その他の事業所の運営に要した費用の額

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、高年齢者の安定した雇用の確保のために要した費用の額であつて必要と認められるもの

ロ　前号ロに該当する事業主　同号ロ(2)の措置の対象者一人につき、四十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）

第百十条第七項第二号中「五十万円」を「六十万円」に、「六十万円」を「七十万円」に改め、同条第八項中「五十万円」を「六十万円」に、「六十万円」を「七十万円」に、「三十万円」を「四十万円」に、「四十万円」を「五十万円」に改める。

第百十二条第四項第一号及び第二号を次のように改める。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　沖縄県の区域内において事業所を設置し、又は整備する事業主であること。

(2)　(1)の設置又は整備に係る事業所（以下この号において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画（以下この号において「計画」という。）を作成し、沖縄労働局長の認定を受けた事業主であること。

(3)　対象事業所の設置又は整備に伴い、(i)に掲げる日までの間（以下この項において「対象期間」という。）において、沖縄県の区域内に居住する三十五歳未満の求職者（職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。以下この項において「沖縄若年求職者」という。）を継続して雇用する労働者として三人以上雇い入れる事業主であること。

(i)　計画を沖縄労働局長に提出した日

(ii)　対象事業所の設置又は整備が完了した旨の届を沖縄労働局長に提出した日（当該届を(i)に掲げる日から起算して二十四箇月を経過する日までの間に提出しない場合にあつては、当該二十四箇月を経過する日。以下この項において「完了日」という。）

(4)　計画に定められた期間の初日から、完了日から起算して六箇月を経過する日までの間(5)及び次項において「基準期間」という。）において、(3)の雇入れに係る対象事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(5)　(3)の雇入れに係る対象事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(6)　(3)の雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

ロ　イに該当する事業主のうち、完了日から起算して一年六箇月を経過する日において、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　沖縄若年求職者その他の労働者の定着の状況が特に優良であると沖縄労働局長が認める対象事業所の事業主であること。

(2)　対象期間に雇い入れた沖縄若年求職者のうち、一定の割合以上のものについて、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇用し、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度を適用している対象事業所の事業主であること。

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　対象期間に雇い入れた沖縄若年求職者（中小企業事業主にあつては、沖縄県の区域内に居住する三十五歳未満の新規学卒者（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。）を含む。）に対して完了日から起算して一年の期間について支払つた賃金の額に相当する額の四分の一（中小企業事業主にあつては、三分の一）の額（その額が百二十万円を超えるときは、百二十万円）

ロ　前号ロに該当する事業主　対象期間に雇い入れた沖縄若年求職者に対して完了日から起算して一年を経過した日から起算して一年の期間について支払つた賃金の額に相当する額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が百二十万円を超えるときは、百二十万円）

第百十五条中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　事業主に対して、生涯現役起業支援助成金を支給すること。

第百十六条第一項中「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」の下に「、出生時両立支援助成金、介護支援取組助成金」を加え、同条第二項第一号中「該当する事業主又は」を「該当する事業主（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号。以下「次世代法」という。）第十五条の二の規定により認定されたものにあつては、イからハまでに該当するもの）又はイからハまでに該当する」に改め、同号イ中「、又は」を「、若しくは」に改め、「であつて、厚生労働大臣に一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画をいう。次項において同じ。）を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じているもの」を削り、同号ロ中「設置又は整備に要した費用及び当該施設の」を削り、同号に次のように加える。

ハ　平成二十八年三月三十一日までに、対象保育施設の運営を開始した事業主又は事業主団体

ニ　厚生労働大臣に一般事業主行動計画（次世代法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下この条において同じ。）を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている事業主

第百十六条第二項第二号を次のように改める。

二　対象保育施設の運営を開始した日から起算して十年を経過する日までの間（以下この号において「指定期間」という。）において、次のイ及びロに掲げる事業主又は事業主団体の区分に応じて、それぞれ当該イ及びロに掲げる額

イ　前号に該当する事業主又は事業主団体（ロに掲げる者を除く。）　次の(1)又は(2)に掲げる額のいずれか少ない額

(1)　対象保育施設の運営に要した費用について、指定期間の各年において、当該各年に要した費用の額から当該施設の定員の総数（その総数が十人を超える場合にあつては、十人。ロにおいて同じ。）に当該施設の運営月数を乗じて得た数に一万円を乗じて得た額を控除した額（千三百六十万円（安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、千五百二十五万円。以下この(1)において「限度額」という。）を超える場合にあつては、限度額）